審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　くらしの安全安心課

法令名	消費生活協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 200 号
手続名	組合員以外が事業を利用する場合の許可	根拠条項	第 12 条第５項

審査基準	設定しない。（法令に具体的な要件が定められているため）

受付機関	くらしの安全安心課	処理機関	くらしの安全安心課	交付機関	くらしの安全安心課	標準処理期間	４週間	目次№	法１
						標準経由期間	日		